

医政安発 0808 第 1 号
令和 4 年 8 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室長
(公 印 省 略)

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について（再周知）

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱いについては、別添 1 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知）において、特に留意すべき事項について定め、周知を図ってきたところです。

今般、令和 3 年度厚生労働科学研究（地域医療基盤開発推進研究事業）による「美容医療における合併症実態調査と診療指針の作成及び医療安全の確保に向けたシステム構築への課題探索」（研究代表者：大慈弥裕之）において研究報告書が取りまとめられ、美容医療サービスを提供する際のインフォームド・コンセントが不十分な事例があることが報告されました。

美容医療に限らず医療に関する相談・苦情については、医療法に基づき、都道府県等に設置されている医療安全支援センター等の医療に関する相談窓口において対応されていますが、美容医療に関する内容は令和 2 年度において 427 件報告されており、そのうち 45 件はコミュニケーションに関する内容（説明がわかりにくい、態度が悪い等を含む。）となっています。また、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に蓄積されている苦情相談においても、令和 3 年度は美容医療に関する相談が 2,764 件（令和 4 年 6 月 22 日までの登録分）報告されており、令和 3 年 5 月に国民生活センターが公表した注意喚起資料「【若者向け注意喚起シリーズ〈No. 1〉】美容医療サービスのトラブル」において、美容医療サービスを受ける際にトラブルに遭わないためのポイントとして「その場で契約・施術をしない」、「施術前にリスクや副作用の確認を」等が挙げられています。

つきましては、貴職におかれましても、上記通知の内容について改めて御了知の上、貴管内の関係団体、医療機関等に再周知をお願いします。

なお、上記研究班においては、令和元年度厚生労働科学特別研究による「美容医療における合併症の実態と診療指針の作成」（研究代表者：大慈弥裕之）において作成された「美容医療診療指針」の改訂について、別添 2 の通り分担研究報告書にまとめています。報告書内で美容医療における医療安全に関して言及されていますので、上記通知の再周知の際には活用をご検討ください。